

# 権利侵害情報等の発信・拡散を巡る課題への対処について （第9回・第10回の検討を踏まえた意見交換等）

事務局

令和8年7月

## 1. 現状等

### (1) デジタル空間を取り巻く環境の変化

#### ① SNS等の利用シーンの変化

- 近年のSNS等の利用状況として、若年層に限らず、中高年層における利用が高まってきている。
- また、SNS等を娯楽として利用するに留まらず、社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大している。

#### ② 生成AIの進展に伴うSNS等における情報流通環境の構造的変化

- 生成AI利用率が令和5年度から令和6年度にかけて約3倍に増加。
- 20代では令和6年度において利用率が44.7%となっており、特に利用が拡大。
- 実在の人物や著作権の対象となっているコンテンツを同意なく模倣した架空の画像・映像を発信・拡散することも可能。

### (2) 権利侵害情報等の流通に関する状況

- 総務省の運営する違法有害情報相談センターへの相談件数のうち、誹謗中傷等に係るものは近年増加傾向で、令和6年度の相談件数は3,989件。
- 主要な大規模特定電気通信役務の中高年層における利用率が増加。また、娯楽にとどまらず社会生活に必要な情報収集のための利用が拡大。
- 情報の発信・拡散が身近かつ簡便となりつつある一方で、権利侵害に当たり得る情報の発信・拡散をすることで法的責任を問われる可能性があることについて、知っている旨の回答をする利用者が半分程度に留まる場合がある。
- 総務省のアンケート調査によれば、「利用者数が多いが権利侵害情報の対策が取られていないサービス」と「利用者数が少なくても権利侵害情報の対策が取られているサービス」では後者を使いたいと回答した者が約8割。
- 大規模特定電気通信役務における情報流通が日々増加。その中には権利侵害も含まれると想定。
- 被害者のため支援団体が権利侵害情報を大規模に探知して対処する場合あり。

## 1. 現状等

### (3) 権利侵害情報の流通に対する現状の対応

#### ① 総務省における取組状況

- ・ インターネット上の誹謗中傷等による被害への対応としては、①ユーザーのICTリテラシーの向上、②事業者への投稿の削除の申請、③発信者情報開示の請求、④相談窓口への相談といったものが考えられる。総務省では、これらに対応に資するよう、**リテラシー向上の取組、情報プラットフォーム対処法の着実な運用、違法・有害情報相談センターの運営等**を実施している。

#### ② 事業者における取組状況

- ・ プラットフォーム事業者においては、官民が連携した意識啓発プロジェクト「**デジタル ポジティブ アクション (DPA)**」への協力や**情報流通プラットフォーム対処法の規定に基づく対応**の他、**多様な自主的な取組**を行っている場合があり、こうした取組によっては、権利侵害情報等の流通に対して、一定の効果が見込まれると考えられる。

## 2. 第9回・10回でのご意見等

### (1) 事前の対策に係る検討（総論）

#### ① 事前の対策の必要性

- デジタル空間を取り巻く環境の変化により、**SNS等に流通する権利侵害情報による被害は、拡大の一途を辿っており、個別救済では限界がある。**
- 権利侵害情報等に対する、利用者の理解が不十分であり、発信・拡散によって法的責任に問われうるという認識がない利用者も少なくない。パターンリスティックな対応を要することも考えられる。
- 権利侵害情報の発信・拡散による侵害行為のハードルに対し、救済コストが高いため、事後対応だけでなく、**権利侵害をさせないための仕組みづくり等の事前の対策**が必要。
- 発信・拡散前の**事業者による一定の介入は有効な選択肢。**

#### ② 表現の自由への配慮

- 権利侵害対策として**発信・拡散の前に対策する場合**、これによる利用者の自由な情報発信への制約となり得ることにも配慮しつつ、**利用者の表現の自由を尊重することが重要。**

#### ③ 事前の対策と網羅的監視義務の関係

- プラットフォーム事業者に対し、権利侵害情報等の流通に関する網羅的な監視を求めることは、行政がプラットフォーム事業者に対して検閲に近い行為を強いることとなること、実際には権利侵害情報ではなかったとしても疑わしい情報を全て削除するなど、過度な削除等により利用者の表現の自由に対する実質的な制約をもたらすおそれがあること等を踏まえた検討が必要。
- 近年のDSAをはじめ**各国トレンドとして、プラットフォーム事業者には安全で透明性の高いオンライン環境を確保するため、社会的影響に見合った対応を実施するといった義務があるとの流れ**もある。
- **権利侵害情報等の事前の対策と網羅的監視義務の禁止の関係について改めて検討**することが考えられる。

## 2. 第9回・10回でのご意見等

### (2) 権利侵害情報の発信・拡散の事前の対策に関する役割の検討

#### ① 行政機関の役割の検討

- ・ 情報流通プラットフォーム対処法に基づく透明性レポート等を通じて、**各事業者の取組状況の継続的収集**は重要。
- ・ 事業者による権利侵害情報等への対応状況について、利用者のサービス利用に当たって参考となるような**情報提供の在り方**について検討することも考えられる。
- ・ サービス設計やアーキテクチャレベルでの対策には相応のコストが生じることを踏まえ、事業者が対策を採ることに**インセンティブ**を生む仕組みを検討する必要。
- ・ SNS上での情報流通の**実態を把握**する取組も求められる。

#### ② 事業者の役割の検討

##### (ア) 権利侵害情報等の発信・拡散に事前に対応する取組

- ・ 利用者のリテラシー向上に過度に依存するのではなく、**事業者や業界団体による対応の必要性**も高まっている。
- ・ 既に各事業者が自主的に実施しているもののうち、権利侵害情報等の発信・拡散に事前の対応に有効な措置や設計等については、**横展開**されていくことが望ましい。
- ・ 発信前に投稿内容をAIが分析し、権利侵害情報に該当し得る場合に**注意喚起を表示**することは表現の自由への制約にはならないものとして有効ではないか。

##### (イ) その他

- ・ 事前の対策を求めることとする場合、**対象となる事業者の範囲**を検討することが必要。同時に、小規模事業者等の対象とならない事業者に対しても、その重要性を認識してもらうための枠組みを検討する必要。

### (3) その他